

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則及び神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則及び神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則(平成20年6月規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例第20条第1項に規定する規則で定める基準)	(条例第20条第1項に規定する規則で定める基準)
第10条 条例第20条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。	第10条 条例第20条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。
(1) 条例第20条第1項第1号に該当する建築物(以下「第1号建築物」という。)にあっては、 <u>がけ</u> (同号に規定するがけをいう。以	(1) 条例第20条第1項第1号に該当する建築物(以下「第1号建築物」という。)にあっては、 <u>外見上</u> がけ(同号に規定するがけをい

下同じ。)の安全性が外見上確保されているものであること。ただし、その高さが1メートル以下のがけについては、この限りでない。

(2) 第1号建築物にあつては、建築物の敷地又は構造が次のいずれかの基準に該当すること。

ア [略]

イ 建築物が次のいずれかに該当するがけの上にあるもので、建築物の安全上支障がないものであること。

(ア) [略]

(イ) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可を受けた宅地造成等に関する工事の対象となるがけ

(ウ) [略]

ウ [略]

(3) 条例第20条第1項第2号に該当する建築物（その用途が納屋、器具庫その他の居室を有しないものでがけ（その高さが1メートルを超えるがけにあつては、がけの安

う。以下同じ。)の構造耐力上の安全性が確保されているものであること。ただし、その高さが1メートル以下のがけについては、この限りでない。

(2) 第1号建築物にあつては、建築物の敷地又は構造が次のいずれかの基準に該当すること。

ア [略]

イ 建築物が次のいずれかに該当するがけの上にあるもので、建築物の階数が2以下であり、かつ、建築物の構造が木造、軽量鉄骨造その他これらに類するものであること。

(ア) [略]

(イ) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可を受けた宅地造成に関する工事の対象となるがけ

(ウ) [略]

ウ [略]

(3) 条例第20条第1項第2号に該当する建築物（その用途が納屋、器具庫その他の居室を有しないものでがけ（その高さが1メートルを超えるがけにあつては、外見上が

全性が外見上確保されているものに限る。以下この号において同じ。)の下にあるものを除く。)にあっては、建築物の構造を鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とするか又は擁壁の設置その他これに準ずる措置を講ずることにより、がけ崩れに対して構造耐力上の安全性を確保することができるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該部分については、この限りでない。

ア～エ [略]

(条例第33条第3項に規定する規則で定める基準)

第11条の2 条例第33条第3項に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は特殊建築物(特定主要構造部及び外壁の開口部について、法第27条第1項の規定に適合するものに限る。)であるもの

(2)～(4) [略]

けの構造耐力上の安全性が確保されているものに限る。以下この号において同じ。)の下にあるものを除く。)にあっては、建築物の構造を鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とするか又は擁壁の設置その他これに準ずる措置を講ずることにより、がけ崩れに対して構造耐力上の安全性を確保することができるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該部分については、この限りでない。

ア～エ [略]

(条例第33条第3項に規定する規則で定める基準)

第11条の2 条例第33条第3項に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は特殊建築物(主要構造部及び外壁の開口部について、法第27条第1項の規定に適合するものに限る。)であるもの

(2)～(4) [略]

様式第1号中

「 名義

(法人にあつては、名称及び代表者名) を

⑨」

「 名義

(法人にあつては、名称及び代表者名) に、

」

「

〔新〕住所 名義 (法人にあつては、名称及び代表者名)	⑨
〔旧〕住所 名義 (法人にあつては、名称及び代表者名)	⑨

を

」

「

〔新〕住所 名義 (法人にあつては、名称及び代表者名)	
〔旧〕住所 名義 (法人にあつては、名称及び代表者名)	

に改める。

」

様式第 2 号中

「 名義

(法人にあつては、名称及び代表者名) を

⑨」

「 名義

(法人にあつては、名称及び代表者名) に改める。

」

様式第 3 号の 2 中

「 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

を

.....⑨」

「 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

に改める。

.....」

様式第 5 号中

「神戸市長 あて」を「神戸市長 宛」に、

「 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者名) を

⑩ 」

「 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者名) に改める。

」

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この項において「改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の許可を受けた宅地造成に関する工事の対象となるがけについては、この規則による改正後の神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則第10条第2号イ(イ)に掲げるがけとみなして、同号の規定を適用する。